

温暖化政策で **ビジネスと生活が変わる** 第7回

「環境・持続社会」研究センター(JACSES) 足立治郎

環境税 6 — 政府税制改正大綱に環境税導入盛り込まれる

民主党政権は昨年12月16日、平成23年度(2011年度)税制改正大綱を閣議決定し、環境税(地球温暖化対策のための税)の導入を決めた。またガソリン税・軽油引取税は同年度に現在の税率水準を維持することとした。

環境税の中身を見ていこう。課税方式は全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税にCO₂排出量に応じた税率を上乗せするものとなった。2015年までに引き上げる税率はCO₂排出量1トンを当たり約300円。原油・石油製品は1キロリットル当たり760円、ガス状炭化水素(天然ガスなど)は1トン当たり780円、石炭は1トン当たり670円である。税収増は約2400億円となる。ただし急激な負担増とならないように経過措置を講じるとしており、11年10月に引き上げられる税率は前記した税率の約3分の1で13年4月および15年4月に段階的に引き上げるとする。

税収の用途はこの大綱に明記されていないが、12月24日に閣議決定した11年度予算案の経産省関連予算案概要には、「地球温暖化対策のための税」を導入し、エネルギー対策特別会計において中長期的な観点から新エネ・省エネの導入促進、省エネ技術開発等の地球温暖化対策(エネルギー起源CO₂排出抑制対策)を実施するための諸施策に重点的に予算配分」と記載している。

本連載で制度設計上の課題と指摘してきた、いくつかの点も改善された。1点目は、地域性への配慮。「過疎・寒冷地に配慮した支援策についても実施する」と税制改正大綱に明記された。2点目は、税収を充てる温暖化対策予算の精査。12月8日付の政府税制調査会資料で、経産省は今回の税収はエネルギー特会を通じてエネルギー起源CO₂排出抑制に真に必要な対策に充当すべきとした上で、同特会エネルギー需給構造高度化対策について「無駄な事業や重複事業の排除」を掲げた。

12年度予算から、経産省・環境省の政務三役(大臣・副

大臣・政務官)や有識者で構成される事業選定会議を新たに設置。概算要求前に経産省と環境省の予算要求の重複がないかを精査するとともに、エネルギー起源CO₂排出抑制対策について他省庁の応募を募り(各省枠のような固定枠は設けない)、同事業選定会議で精査・選定する、とした。

以上の政府方針は、通常ならばそのまま実現する可能性が高いといえるが、参議院で野党が多数を占める「ねじれ国会」の今、民主党内部の亀裂もあり、先行きはまだ予断を許さない。

この案に対して各政党は12月に相次いで声明を発表した。社民党は環境税を11年度から実施するべきとした上で、税収はエネルギー特会を活用して温暖化対策のみに充てるのではなく、一般会計で福祉や環境、影響緩和対策に充当することを提言している。自民党は「環境税の安易な導入は、国民生活や産業活動に悪影響を与えかねない」と表明。公明党は環境税を導入すべきだが導入に際しては、低所得者、寒冷地、公共交通の不便地域などに配慮した措置を検討すべきと主張。さらに今回の環境税の最終的な税収規模が2400億円にとどまることに對して「CO₂削減効果はほとんどない」と指摘した。

現政権の環境税導入決定は画期的である。その実現は国際社会に対して、日本の地球温暖化問題に対する姿勢を示すことにもつながる。

ただし、その制度の中身は環境税導入に伴う逆進性問題・低所得者対策への踏み込み不足など、課題がまだ残されている。税収用途を精査する仕組みも、十分とは言えない。1月からの国会での議論で、野党には積極的・建設的提案を、与党には野党の提言を受けた環境税の制度設計のさらなる改善を期待したい。「有権者に希望を与える国会」となることを切に願う。